

三重県立四日市中央工業高等学校同窓会会則

第一章総則

- 第1 条 本会は三重県立四日市中央工業高等学校同窓会と称する
- 第2 条 本会の事務局は三重県立四日市中央工業高等学校内に設置する
- 第3 条 本会は会員相互の親睦を図り母校の発展と工業の隆盛に貢献することを目的とする
- 第4 条 前条の目的を達成するため次の事業を行なう
1. 会員相互の連絡及び共助に関する事業
 2. 母校の発展に寄与し得る事業
 3. 知識技能の普及に関する事業
 4. その他必要と認められる諸事業

第二章会員

- 第5 条 本会は次の会員を以て組織する
1. 正会員 母校の卒業生およびかつて母校に在籍した者で理事会の承認を得た者
 2. 特別会員 母校の現職員・旧職員ならびに理事会の推薦を得た者
- 第6 条 本会に次の役員を置くこととするが役員は兼任できないこととする
1. 会長 1 名
 2. 副会長 3 名
 3. 会計 1 名
 4. 書記 2 名
 5. 理事 若干名
 6. 監査 2 名
 7. 代議員 卒業時の各クラスより 1 名および支部より 1 名
- 第7 条 前条の他に次の者を置く
1. 顧問 1 名
 2. 相談役 1 名
 3. 名誉顧問
- 第8 条 役員の仕事は次の通りとする
1. 会長 本会を代表し会務を統括し理事会・代議員会を召集する
 2. 副会長 会長を補佐し会長が事故ある場合はこれを代行する
 3. 会計 会計事務を担当し資産管理を行なう
 4. 書記 会務に関する一切の書類の管理記録報告および会報発行の計画準備にあたる

る

5. 理事理事会を組織して会務を処理する
6. 監査各年度一回以上の会計監査を行いその結果を総会において報告する
7. 代議員クラス会および支部の代表として代議員会を組織して総会の代行機関とする また所属会員への伝達のつとめを行なう

第9条 顧問・相談役の任務は次の通りとする

1. 顧問名誉顧問会務の諮問に応じる
2. 相談役本会の運営を円滑にせしめるため適切な助言を与える

第10条 役員の選出は正会員の直接無記名投票により別に定める選挙規約に従うこととする

第11条 顧問・相談役の選出は次の通りとする

1. 顧問は母校現職学校長とする
2. 相談役は特別会員の中より顧問と相談の上会長が委嘱する

第12条

1. 代議員を除く役員の任期は2年間とするが再選を妨げないこととする
2. 代議員を除く役員の任期が終了しても後任が決定するまでその職務を行うこととする
3. 役員に欠員が生じた場合の補充は別に定める選挙規約に従うこととする

第三章 運営

第13条 総会

1. 総会は全会員を以て組織され本会のすべての決議を行なうこととする
2. 総会は定例総会および臨時総会とする

定例総会は隔年1回の開催とする臨時総会は理事会の決議によりこれを開催する

3. 総会の決議は出席者の過半数を以て決定することとする
4. 総会は予算の審議・決算の承認・会務会計の報告および会則の改正・役員の選出その他必要と認められる事項について行なう
5. 総会は理事会の決議により代議員会を以てこれに代えることができる但しこの場合は会員に会報などで結果を周知するようにつとめる

第14条 代議員会

1. 代議員会は代議員を以て組織され総会の代行を行なうことができる
2. 代議員会は定数の過半数を以て成立する。委任状を以て委任したる者は出席者とみなす
3. 代議員会の議決は出席者の過半数を以て決定することとする

第15条 理事会

1. 理事会は理事を以て構成する
2. 理事会は会長が認めた時または理事の過半数が要求した時開催する
3. 理事会は会務について的一切を立案審議する
また必要と認められる事項の処理を行なう

第16条 すべての会議は議長・書記の選出をもとに公正・明瞭・民主的に運営されなければならない

また議事録を作成し出席者2名以上が捺印の上これを保管する

第四章 資産および会計

第17条 本会の資産および会計は次の通り管理されることとする

1. 本会の基本資産は正会員の入会金およびその他の収入を以てあてる
2. 毎年度の入会金の一部は基本資産として繰り入れて蓄積するものとする
3. 本会の経費は会費およびその他の収入より支弁するを原則とする
4. 本会の入会金は二万円とし終身会費とする
5. 本会の資産の管理・会計・出納は細則に基づいて会計がこれを行なう
6. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる

第五章 支部

第18条 地方在住または同一職場の会員は支部を設置することができる

但し設置に関しては細則に基づくものとする

第19条 支部の設置は総会で承認を得なければならない

第20条 支部は本会目的達成のために本部と連絡を密にして互いに協力しなくてはならない

第21条 支部に関する規約は支部において定める

第六章 会則の変更

第22条 会則は総会の決議を得なければこれを変更することができない

第七章 会員の異動

第23条 会員が住居・氏名・職業その他一身上に関して異動のあった場合は本人または最寄りの会員よりその旨直ちに本会に通知しなければならない

第八章附則

第24条 本会則は昭和40年3月10日より発効実施するものとする

第25条 本会則に基づきこれを実施するために本会則を理事会の決議を経て別に定める

第26条 本会則は平成元年7月9日の総会で一部改正された

第27条 本会則は平成17年6月4日の総会で一部改正された__